

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

		資料番号	2-2	担当課	長寿介護課
法令名	老人福祉法	根拠条項	第25条	不利益処 分の種類	社会福祉法人への譲渡財産等 の返還命令
<p>○老人福祉法 (昭和38年法律第133号) (準用規定)</p> <p>第25条 社会福祉法第58条第2項から第4項までの規定は、前条の規定により補助金の交付を受け、又は国有財産特別措置法 (昭和27年法律第219号) 第2条第2項第5号の規定若しくは同法第3条第1項第4号及び同条第2項の規定により普通財産の譲渡若しくは貸付けを受けた社会福祉法人に準用する。</p> <p>○社会福祉法 (昭和26年法律第45号) (助成及び監督)</p> <p>第58条</p> <p>2 前項の規定により、社会福祉法人に対する助成がなされたときは、厚生労働大臣又は地方公共団体の長は、その助成の目的が有効に達せられることを確保するため、当該社会福祉法人に対して、次に掲げる権限を有する。</p> <p>一 事業又は会計の状況に関し報告を徴すること。</p> <p>二 助成の目的に照らして、社会福祉法人の予算が不相当と認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。</p> <p>三 社会福祉法人の役員が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反した場合において、その役員を解雇すべきことを勧告すること。</p> <p>3 国又は地方公共団体は、社会福祉法人が前項の規定による措置に従わなかったときは、交付した補助金若しくは貸付金又は譲渡し、若しくは貸し付けたその他の財産の全部又は一部の返還を命ずることができる。</p> <p>4 第56条第9項から第11項までの規定は、第2項第3号の規定により解職を勧告し、又は前項の規定により補助金若しくは貸付金の全部若しくは一部の返還を命令する場合に準用する。</p>					